



<訳注> 憂庵集（第三十一段～第五十一段）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-04-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大平, 桂一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00017936">https://doi.org/10.24729/00017936</a>

## 憂庵集（第三十一段～第五十一段）

戴名世撰

大平 桂一 訳注

今回は戴名世の（1653-1713）『憂庵集』の第三十一段から第五十一段までを翻訳し、注釈を加える。作者の戴名世とその著『憂庵集』については前回までの解説を参照されたい。

今回訳出する第三十一段から第五十一段は、明末清初の掌故、考古学的な発見、動物記、奇談、志怪小説、道徳的訓戒、年号における「正」字が不吉かどうか、官名がその王朝の運命を予言していること、仏教批判、西北の人情と東南の人情の比較、歴史上の人物論などまことに多様である。お楽しみいただきたい。なお脚注4の（\*）以下は査読者の教示による補足である。

筆者は現在『憂庵集』全百七十四段のうち<sup>1</sup>、百六十段までの訳注作業を終えている。将来的には何らかの形で全て公開したいと考えている。

### 第三十一段

陳奇瑜之從（縦）賊出車箱峽也、死不足贖罪。是時綱紀縱弛、進士尤爲百足之蟲、至死不僵。奇瑜下獄、未幾即歸、窮極奢侈、置買園林田宅、其金錢大抵皆所受賄也。清兵既定山西、巡撫某知奇瑜富、逼其獻金免死、奇瑜已許之萬金矣、會某調宣大總督、去太原已遠、奇瑜吝而不與。某大怒、遂上疏言奇瑜故明大臣、恐爲亂。一面上書、一面使人執奇瑜、斬之于太原。嗚呼！奇瑜滔天之罪、漏網不死、至是代明行罰、未爲苛也。奇瑜死在戊子年。

陳奇瑜<sup>2</sup>の賊を縦ちて車箱峽より出だすは、死するも罪を贖うに足らず。是の時綱紀は縦弛し、進士は尤も百足の蟲、死に至るも僵れず<sup>3</sup>爲り。奇瑜は下獄し、未だ幾くならずして即ちに歸り、奢侈を窮極め、園林田宅を置買す、其の金錢は大抵皆受くる所の賊の賄なり。清兵既に山西を定め、巡撫の某奇瑜の富むを知り、其に獻金して死を免れよと逼り、奇瑜は已にこれに萬金を許すも、會ま某宣大總督<sup>4</sup>に調せられ、太原を去ること已に遠ければ、奇瑜は吝みて與えず。某は大いに怒り、遂に上疏して奇瑜は故明の大臣にして、恐らくは亂を爲さんと言う。一面上書し、一面人をして奇瑜を執え、これを太原に斬らしむ。嗚呼！奇瑜の滔天の罪は、網より漏れて死せず、是に至りて明に代りて罰を行うも、未だ苛と爲さざるなり。奇瑜の死は戊子の年<sup>5</sup>に在り。

陳奇瑜は賊軍を車箱峽で解き放った、彼はたとえ死んでもその罪を贖うことはできない。当時綱紀は弛み切っており、進士はムカデのようにしぶとく、死んでも倒れなかった。陳奇瑜は下獄してもすぐに釈放されて帰り、贅沢を極め、園林田畑邸宅を買いこんだ。その資金はおそらく賊軍からもらった賄賂であろう。清軍が山西を平定すると、巡撫の某が、陳奇瑜が財産持ちであることを知り、自分に金を献上することにより死罪を免れさせてやると提案し、陳奇瑜は一万金を献金することを約束した。たまたま某は宣大の総督に転任し、太原から任地が離れていたため、陳奇瑜は金が惜しくなって献上しなかった。某は激怒し、陳奇瑜は明の大臣であり、謀反を起こす恐れがあると上訴した。上訴すると同時に、陳奇瑜を捕えて太原で斬殺させた。ああ、陳奇瑜はあまりにも重い罪を犯したが、天網から逃れてくたばりもしなかった。この時になって（天が）明に代って罰を行ったのは苛刻過ぎるとは言えないだろう。陳奇瑜は戊子の年に死んだ。

### 第三十二段

洪承疇之在江寧、登觀象臺、望見孝陵樹木甚茂、氣象鬱葱、恐有再興之事、下令盡伐其樹。樹皆歷二三百年、多海外異種奇香、至是皆盡。人家炊爨悉用之、香氣滿于街衢者一兩月。

洪承疇<sup>6</sup>の江寧に在るや、觀象臺<sup>7</sup>に登り、孝陵<sup>8</sup>の樹木甚だ茂り、氣象鬱葱<sup>9</sup>たるを望見し、再興の事有るを恐れ、令を下して盡く其の樹を伐らしむ。樹は皆二三百年を歴、海外の異種奇香多きも、是に至りて皆盡く。人家の炊爨<sup>10</sup>悉くこれを用い、香氣街衢に満つる者一兩月なり。

洪承疇は江寧にいた時、觀象臺に登り、孝陵を囲む樹木が生い茂り、エネルギーが溢れているのを見て、明朝が再興するのではないかと恐れ、木々を伐採しつくすように命じた。木々は二三百年を経ており、外国の非常に変わった香木が多かったのだが、その時にすべて伐採し尽くされてしまった。人々が炊事のために木々をすべて燃やしたところ、その香気が一二か月の間街を満たしたという。

### 第三十三段

馬士英既走、黔兵二三千人尚未行者、被百姓殺之盡、抄没其家。又百姓數百人擒王鐸、數其罪、拔其鬚且盡、批其頰不可勝數、而腫幾不可識認。執送上元獄中、使之守之、曰、「姑勿殺、當徐徐窘辱之。」不數日、清兵已至郊壇、百官出迎。清帥使人迎鐸于獄中、百姓皆驚竄。相傳鐸久已通清、其弟現在營中。鐸哭訴于清帥、執爲首者數人殺之。是時余先曾大父避亂于金陵、有僕陳孝、年不滿二十、亦批鐸頰數十。後孝年老、每言及此事、手舞足蹈、自以爲平生之快。

馬士英<sup>11</sup>既に走げ、黔兵二三千人の尚お未だ行かざる者、百姓にこれを殺し盡くされ、其の家抄没せらる。又た百姓數百人王鐸<sup>12</sup>を擒え、其の罪を數め、其の鬚を抜いて且に盡きんとし、其の頰を批つこと數うるに勝う可からず、腫れて幾んど識認<sup>13</sup>す

可からず。執<sup>とら</sup>えて上元<sup>14</sup>の獄中に送り、これをしてこれを守らしめて曰く、「姑<sup>しばら</sup>くは殺すこと勿れ、當に徐徐にこれを窘辱<sup>15</sup>すべし。」と。數日ならずして、清兵已に郊壇<sup>16</sup>に至り、百官出でて迎う。清帥人をして鐸を獄中に迎えしめ、百姓皆驚竄す。相傳う鐸は久しく已に清に通じ、其の弟も營中に現在すと。鐸は清帥に哭訴<sup>しゆはん</sup>し、首爲る者數人を執えてこれを殺す。是の時余の先曾大父<sup>17</sup>亂を金陵に避け、僕の陳孝なるもの有り、年は二十に滿たず、亦た鐸の頬を批つこと數十なり。後に孝年老い、此の事に言い及ぶ毎に、手舞い足踏み、自ら以て平生の快と爲す。

馬士英が逃げ出した後、まだ逃げ出せないでいた黔（雲南）の兵隊たちが二三千人、平民たちに皆殺しにされ、馬士英の家は略奪された。さらに數百人の平民が王鐸を捕え、彼の罪惡を責めたうえで、髭を抜きつくし、頬を數限りなくなぐりつけ、顔がはれて見分けがつかなくなった。上元の獄中に護送して監視させ、「暫くの間は殺すな、じわじわと辱めてやろう。」と平民たちは言った。數日もたたないうちに、清の兵隊が上元の南郊に到達し、役人たちは皆迎えに出た。清軍の指揮官は王鐸を監獄に迎えに行かせ、平民たちはみな驚愕のあまり逃げ出した。王鐸はかなり前から清に通じており、弟は今清の軍營にいるという噂であった。王鐸が清軍の指揮官に涙ながらに訴えると、首謀者を何人か捕えて殺害した。当時私の曾祖父は金陵に住んでおり、そのもとで働いていた下男の陳孝は、二十歳未満であったが、王鐸を何十回も殴打したそうだ。年老いた陳孝はこの事に話が及ぶと、手の舞い足の踏むを知らずという有様、彼にとって一生の快事だったらしい。

### 第三十四段

清水、木瓜、神木、府谷、河曲、保徳一帯居民入河套種麥、以牛爲主、每牛一頭、納彼麥二石、布二疋。

清水<sup>18</sup>、木瓜<sup>19</sup>、神木<sup>20</sup>、府谷<sup>21</sup>、河曲<sup>22</sup>、保徳<sup>23</sup>一帯の居民河套<sup>24</sup>に入りて麥を種え、牛を以て主と爲し、牛一頭毎に、彼の麥二石、布二疋を納む。

清水、木瓜、神木、府谷、河曲、保徳一帯の住民は河套<sup>オールドス</sup>に入り麥を植えており、牛が主で、牛一頭ごとに麥二石、布二疋を納めている。

### 第三十五段

陳函輝、字木叔、號寒山、臨海人。乙酉春、山西僉事鄭之尹、□□□□江東之役、陳與張國維、朱大典等迎立魯王監國。明年、事不支、國維赴水死、函輝哭入雲峰寺、作絶命八首、又作自祭文一、埋骨記一、扃戸自經死。郭圭、會稽人、爲襄府紀善。因先曾自號東湖。歲壬午遭流寇、途依魯王、流寓台州、冀有所爲也。一日過台之東門、有湖、詢之父老、曰、「湖舊無名、建文時一樵夫立節于此、人以是呼樵夫、遂以呼湖。」圭曰、「有是哉、名之不偶也。」悽然泣下。會鼎革、卒于台、返葬會稽廣孝御之烏石山。任燾、字睡侯、王瑞彩、字薇公、葛純杰、字挺生、皆黃巖隱士。馮喆、字三酉、臨海湧泉人、亦隱士。

陳函輝<sup>25</sup>、字は木叔、号は寒山、臨海<sup>26</sup>の人。乙酉<sup>27</sup>の春、山西僉事鄭之尹<sup>28</sup>、□□□□江東之役、陳は張國維<sup>29</sup>、朱大典<sup>30</sup>等と魯王<sup>31</sup>を迎え立てて監國せしむ。明年、事支えられず、國維は水に赴きて死し、函輝は哭して雲峰寺に入り、絶命八首を作り、又た自祭文一、埋骨記一を作り、戸を扃し自經して死す。郭圭、會稽の人、襄府の紀善<sup>32</sup>爲り。先曾に因りて自ら東湖と號す。歳は壬午<sup>33</sup>流寇に遭い、途に魯王に依り、台州に流寓し、爲す所有るを冀うなり。一日台の東門を過ぎるに、湖有り、これを父老に詢ぬるに、曰く、「湖舊くは名無し、建文<sup>34</sup>の時一樵夫節を此に立つ、人是を以て樵夫と呼び、遂りて以て湖を呼ぶ。」<sup>35</sup>と。圭曰く、「是有るかな、これに名づくるに偶まならざるなり」と。悽然として泣下る。鼎革に會い、台に卒し、返りて會稽廣孝御の烏石山<sup>36</sup>に葬らる。任燾、字は睡侯、王瑞彩、字は薇公、葛純杰、字は挺生、皆黃巖<sup>37</sup>の隱士なり。馮喆、字は三酉、臨海<sup>38</sup>湧泉<sup>39</sup>の人、亦た隱士なり<sup>40</sup>。

陳函輝、字は木叔、号は寒山、臨海の人。乙酉の春、山西僉事鄭之尹、(以下五字不明)江東の役が終息すると(?)、陳函輝は張國維や朱大典らと魯王を迎えて監國とした。翌年、事態を支えきれず、張國維は投水自殺し、陳函輝は慟哭しながら雲峰寺に入り、絶命詩八首を作り、自らを祭る文一篇、埋骨記一篇を作り、戸を閉ざして縊死した。郭圭、會稽の人、襄王府の文学侍従の臣となった。先祖にちなんで東湖と号した。壬午の年<sup>41</sup>、流寇に遭遇し、途上魯王をたより、台州に寓居し、(明朝復興のため)何か出来ることがあればとの抱負を抱いていた。ある日台州の東門を通りかかると、湖があり、父老に尋ねると、「湖にはもともと名前がなかったのですが、建文帝の時に一人の樵が節義をこの地にうち立てたので、人々はこの湖を樵夫とよぶことにしました。」郭圭は「なるほど、そう名付けたのにはちゃんとした謂れがあるのだな。」と言うと、悲しみのあまり涙がこぼれた。王朝が交代すると、台州で亡くなり、會稽に遺体をもどし、廣孝御の烏石山に葬った。任燾、字は睡侯、王瑞彩、字は薇公、葛純杰、字は挺生、彼らは皆黃巖の隱者である。馮喆、字は三酉、臨海湧泉の人であり、やはり隱者である。

### 第三十六段

康熙中、河南某州有富家、掘地爲池、得一穴、矢發于外、知爲古塚、乃縛草爲人受其矢、仍用多人掘之。矢盡入穴、舉火照之、寬敞如廳堂、一人多髭髯、着王者衣冠、坐堂下。衆大驚以爲怪、揮刀斷之、首隨刃隕。其地多有金銀銅器之類、又往往有枯骨。已、覓得碑記、乃曹操墓。始知前之所殺者、乃操也、遠近相傳以爲快。余偶失記其地名、他日再訪。

康熙中、河南の某州に富家有り、地を掘りて池と爲すに、一穴を得たり、矢外に發し、古塚爲るを知る、乃ち草を縛りて人と爲し其矢を受け、仍お多くの人を用いてこれを掘る。矢盡きて穴に入るに、火を舉げてこれを照らすに、寬敞なること廳堂の如し、一人髭髯多く、王者の衣冠を着け、堂下に坐る。衆大いに驚きて以て怪と爲し、刀を揮いてこれを斷ち、首は刃に隨いて隕つ。其の地多く金銀銅器の類有り、又た往

往にして枯骨有り。已にして、覓めて其の碑記を得るに、乃ち曹操の墓<sup>42</sup>なり。始めて前の殺す所の者は、乃ち操なるを知るなり、遠近相傳えて以て快と爲す。余偶ま其の地名を失記れたり<sup>43</sup>、他日再訪せん。

康熙年間、河南省のある州の富豪が地面を掘って池を造営していたところ、穴がぼっかり空き、矢が外に向かって発射されたので、古い墳墓とわかった。そこで草を縛って人形を作り、放たれてくる矢を受け止めたうえで、多人数を動員してなおも掘り進んだ。矢が尽きたので穴の中に入り、松明で中を照らすと、役所のお白州くらいの広さで、髭の濃い男が一人、王者の装束をつけそこに坐っていた。人夫たちはびっくりして妖怪とばかり思い込み、刀で切りかかり、首がスッパリ落ちた。その土地からは金・銀・銅器の類がよく出土し、白骨もしょっちゅう発見されているのだ。しばらくすると墓から墓碑銘が見つかり、なんとそこは曹操の墓であった。さっき殺したのが曹操とわかり、遠方にも近所にも噂が伝わって皆な快哉を叫んだ。私はその地名を忘れてしまった。他日人に尋ねてみよう。

### 第三十七段

西曆復虞周之舊。有謂西曆但以日月二食分緯道、而日月朔望、四海一跡、不以緯道分遲早、仍爲缺如。他日晤梅定九、當問之。

西曆は虞周の舊に復す。西曆は但だ日月二食を以て緯道を分つと謂う有り、而して日月の朔望は、四海一跡にして、緯道を以て遲早を分たず、仍お缺如と爲す。他日梅定九<sup>44</sup>に晤わば、當にこれを問うべし<sup>45</sup>。

西洋の曆は虞や周に本家帰りしている。西曆は日月の食で緯道を分けているだけだという人もあるのだが、日月の朔望は世界のどこでも同じなので、緯道で早い遅いを分けてはおらず、やはり欠如している。他日梅定九に会った時尋ねてみなければならぬ。

### 第三十八段

余家有老僕、少時耕于山中、菽已熟、有一小猴時來盜食之。僕怒、伺其來捕得之、箠之死、復剥其皮、棄之道傍。群猴來視之、見其已死、取藥草捶碎之、敷其體、不能活、乃掘坎埋之。露其尾于外、風吹尾動、以爲活也、掘出視之、如此者四五。已而僕取其藥草收之、遇有皮骨傷者、敷之立愈、不能辨其爲何草也。

余の家に老僕有り、少き時山中に耕すに、菽<sup>46</sup>已に熟したり、一小猴有り時に來りて盗みてこれを食う。僕怒り、其の來るを伺いて捕りてこれを得、これを箠うちて死し、復た其の皮を剥ぎ、これを道傍に棄つ。群猴來りてこれを視、其の已に死せるを見て、藥草を取りてこれを捶碎き、其の體に敷るも、活かすこと能わず、乃ち坎を掘りてこれを埋む。其の尾を外に露わし、風吹かば尾動き、以て活きると爲し、掘り出してこれを視る、此の如き者四五たび。已にして僕は其の藥草を取りてこれを收め、皮骨の傷つく者に遇うこと有らば、これを敷るに立ちどころに愈ゆ、其の何の草爲る

かを辨<sup>わか</sup>つ能わざるなり。

私の家に老僕がおり、若い頃山中で耕していた折、豆がすでに収穫を迎えていた。そこへ子猿が一匹やってきて盗み食いをした。老僕は怒り、子猿がやってくるのを待ちかまえて捕まえ、鞭で撃ち殺し、皮を剥ぎ、道端に捨てておいた。猿たちがやってきて、じっと見つめていたが、すでに死んでいると分かると、薬草を採ってきて細かく碎き、体に塗ったが、生き返らせることができなかつたため、穴を掘って埋葬した。尾っぽが地面の外に出ており、風が吹くと尾っぽが動いたため、まだ生きていると思って、掘り出して見る、こんなことを再三繰り返していた。私はその薬草を採って保存しておき、負傷した時に塗ってみるとすぐに治癒した。どんな種類の草か同定できなかつた。

### 第三十九段

余生長江濱、往來江上日久。見洲岸之崩頽者、截削如壁、水痕層層皆露、或爲凸、或爲凹、或深而爲穴。其土自上墜者、或中分如劈、從（縦）横參錯、異態殊狀。益信混沌初開、高山峭石、悉本風水所激、凝而成象、勁氣所貫、土皆成石、不足異也。

余は長江の濱に生まれ、江上を往來すること日久しくす。洲岸の崩頽する者を見るに、截削せらるること壁の如く、水痕は層層として皆露<sup>よ</sup>わる、或いは凸と爲り、或いは凹と爲り、或いは深くして穴と爲る。其の土の上<sup>よ</sup>り墜つる者は、或いは中分せられて劈の如く、從（縦）横に參錯し、異態殊狀あり。益す信ず混沌初めて開くや、高山峭石、悉く本は風水の激する所にして、凝りて象を成すと、勁氣<sup>47</sup>の貫く所、土は皆石と成るも、異とするに足らざるなり。

私は長江の畔に生まれ、長いこと長江の周辺を行き来してきた。岸が崩れて、切り立って壁のようになっているところを見ると、水流の跡がすべて表面に顕れている。突出したり凹んだり、あるいは深い穴になっているものがある。その土が上から落ちかかっているものは、中ごろで切り裂かれたようになり、縦の筋横の筋が入り混じり、まことに奇怪な様子だ。世界の初めに、高い山や巨大な石が、風や水に衝突され、凝結して形が形成されたという仮説を信ずるようになった。強いエネルギーが貫いて土が石となったとしても不思議はないのだ。

### 第四十段

廣西有鳥曰聞香鳥、性更馴于鸚鵡。人家畜之、每焚香、輒繞香而飛、吸取其香氣入腹。至夜宿、則置之帳中、鳥乃吐出香氣、香數倍于日間之香。又有一鳥曰裙帶鳥、尾白而長、有時自伸其尾、則較常又長尺許、似裙帶、故名。

廣西に鳥有り聞香鳥<sup>48</sup>と曰い、性は更に鸚鵡よりも馴れたり。人家これを畜<sup>か</sup>えば、香を焚く毎<sup>たび</sup>に、輒ち香を繞りて飛び、其の香氣を吸取して腹に入る。夜宿に至らば、則ちこれを帳中に置き、鳥は乃ち香氣を吐き出し、香は日間の香に數倍す。又た一鳥有り裙帶鳥<sup>49</sup>と曰う、尾白くして長し、時に自ら其の尾を伸ばす有り、則ち常に較ぶ

るに又た尺許<sup>ばか</sup>り長きこと、裙帯に似る、故に名づく。

広西に聞香鳥という名の鳥がいて、鸚鵡よりも人に慣れやすい。それを飼っておくと、香を焚くたびにその鳥は香の周りを飛び、その香気を体内に取り込む。さて夜になり鳥を帳の中に放つと、鳥は香気を吐き出し、その濃厚さは昼間焚いた香の数倍になる。その他、裙帯鳥という鳥がいて、その尾は白く長く、時にその尾を伸ばす<sup>ベルト</sup>ことがあり、普段よりも一尺ほど長く、裙帯に似るためその名がある。

#### 第四十一段

兩廣深山中、猴能作酒。于千年老樹枝幹間有穴可受者、採百花醞釀其中、封固、群猴守之。將熟、徧召群猴來開、而各飲少許、不能多也。人欲得之者、伺其開飲時、集衆鳴金、持火器利刃往奪之、猴猶不肯走、與人搏、既不能勝、乃散。其味香美異常、不知其何法爲之也。

兩廣の深山中、猴も能く酒を作る<sup>50</sup>。千年の老樹の枝幹の間に于いて穴の受ける可き者有らば、百花を採りて其の中に醞釀し、封ずること固く、群猴これを守る。將に熟せんとして、徧く群猴を召し來らしめて開き、各の飲むこと少許、多くは能わざるなり。人のこれを得んと欲する者は、其の開飲する時を伺いて、衆を集めて金を鳴らし、火器利刃を持ちて往きてこれを奪うに、猴も猶お肯て走らず、人と搏ち、既に勝つこと能わずして、乃ち散ず。其の味は香美異常にして、其の何の法もてこれを爲るやを知らざるなり。

広西、広東兩省の深山では、猿も酒を醸す。液体を受ける穴を備える樹齢千年の老樹に、猿が色々な花を採取してきて、その中で醞釀する。ぴったりと封印すると、その周りで猿たちが見守る。酒がさあ熟するという時になると、たくさんの猿を集めて開封するが、ほんの少しづつ飲むだけで、たくさんは飲めない。それを盗ろうとする人間は、開封して飲もうという頃合いを見計らって、人集めをし、銅鑼を打ち鳴らしながら、火器や刀剣をかざして奪いに行く。猿たちも逃げようとはせず、人間と闘うが、勝てるわけもなく、散り散りになってしまう。その味はまた格別なのだが、製法は全く分からない。

#### 第四十二段

兩廣深山中、有狒狒、勇猛食人、甚于虎豹。其唇長尺許、每得人、則左右手各持人腕而笑、笑輒唇上掩其目、良久、乃食之。土人山行者、鋸竹爲筒、兩手各套其一、又綴一袋于項下、中藏鐵錘及鐵釘。遇狒狒來持其腕、則竹筒也、人從筒中抽手出、而急取鐵釘出、釘其唇于額上、雖血流被面、猶握筒不釋。久之不能忍、釋筒出釘、則人已走久矣。

兩廣の深山中に、狒狒<sup>51</sup>有りて、勇猛にして人を食い、虎豹よりも甚だし。其の唇は長さ尺許、人を得る毎に、則ち左右の手に各の人の腕を持ちて笑い、笑わば輒ち唇上がりて其の目を掩い、良や久しうして、乃ちこれを食う。土人の山行する者は、竹



太さは人数十人でようやく抱えられるほど、人を食べ、とても太刀打ちできなかった。樵たちは集団で行動し、刀の先を上に向け、頭の上一尺ほどにあげて自衛していた。その人は先頭を歩いており、たまたま刀を抜いて上に突き出しておくのを忘れていたため、腥い匂いが襲ってきたと思ったら、巨大な蛇の腹の中にいた。後の九人は切っ先で自衛していたので、巨大な蛇は頭上を飛び越したものの、偶々切っ先に触れて、腹が裂けた。巨大な蛇は死んでしまい、血があたりに波のように溢れた。あわてて腹の中からこの人を救い出したが、すでに消化されかかっていた。駕籠に乗せて人家に運び、数日間治療を受けて生き返ったが、体の形は徐々に失われていった。」

#### 第四十四段

瑞安人鄒欽堯、字惟則、世居縣之東郭、補弟子員、贅郡城。明亡、遺書與父訣曰、「知吾父必不以私而深ト子之痛也。」赴永寧江死、時年二十有七。永嘉佯人葉尚高以詩吊之。尚高字而栗、甲申之變、矢志佯狂。以語言抵觸有司、繫獄、會五月五日、賦詩有「未吞蒲酒心先醉、弗浴蘭湯骨已香。」之句、仰藥卒。

瑞安の人<sup>58</sup>鄒欽堯<sup>59</sup>、字は惟則、世よ縣の東郭に居り、弟子員に補され、郡城に贅る。明亡び、書を遺し父に與えて訣れて曰く、「吾が父は必ずや私を以て深く子の痛みをトさざらんことを知る」と。永寧江<sup>60</sup>に赴いて死す、時に年は二十有七。永嘉の佯人<sup>61</sup>葉尚高<sup>62</sup>詩を以てこれを吊む。尚高、字は而栗、甲申の變において、志を失いて狂なりと佯る。語言を以て有司に抵觸し、獄に繋がる、五月五日に會い、詩を賦して「未だ蒲酒<sup>63</sup>を吞まずして心先に酔い、蘭湯<sup>64</sup>に浴せずして骨已に香る」の句有り、藥を仰いで卒す。

瑞安の人鄒欽堯、字は惟則、代々県の東郭（東の町）に住んでいた。生員になり、府城に住まいを借りていた。明が滅亡すると、遺書を残し父に別れを告げた。「私は父上が必ずや私情を以て私の死を過度に悼むことはないと信じます。」永寧江に行き、投水自殺した、享年二十七歳。永嘉の風狂の士葉尚高が詩を作り、その死を悼んだ。尚高の字は而栗、甲申の変の後、科挙及第の志を失い、狂人を装った。官吏に対し舌禍を起こし、獄に繋がれ、ちょうど五月五日に「今だ蒲酒を吞まずして心先ず酔い、蘭湯に浴せずして骨已に香る」の句を残し、毒藥を飲んで亡くなった。

#### 第四十五段

金陵人善爲面具。面具者、糊紙爲鬼魅之面、優人及小兒輩所用爲戲者也。一人負面具數筐貨于郊外、遇雨、面具多濕。會日暮、投人家借宿、主人不許、乃偃息于其門。夜間作火烘面具使乾、兩膝各冒其一、兩手各持其一、又戴其一于面、就火烘之。忽見一黑丈夫自遠來、且前且却、其人知爲魅也、疾呼曰、「汝何爲者？」黑丈夫跪曰、「吾與主人女有私、每夜半輒來。不料神明在此、幸恕其罪！」其人曰、「汝家在何處？」曰、「在前路旁池塘中。」其人大聲曰、「速去！」遂不見。明晨、主人開門、爲言之。主人曰、「有物崇吾女久矣、向來踪跡未得、今得其處、幸甚。」乃同往塘畔、謁于塘之主人、

遂涸其塘、有黒魚、重近百斤、脯之、怪遂絶。嗟乎！自古以來、以面具而成事者不少、黒魚之怪、何代無之。使黒魚而誠知其爲面具也、何至爲其所脯哉、倣便面具者儼然自以爲明神矣。

金陵の人善く面具<sup>つく</sup>を爲る。面具は、紙<sup>は</sup>を糊<sup>は</sup>りて鬼魅<sup>おにま</sup>の面<sup>う</sup>を爲り、優人及び小兒の輩用いて戲<sup>しめ</sup>を爲す所の者なり。一人面具數筐<sup>あぶ</sup>を負<sup>お</sup>いて郊外<sup>あ</sup>に貨<sup>あ</sup>るに、雨<sup>あ</sup>に遇<sup>あ</sup>い、面具多<sup>あ</sup>く濕<sup>あ</sup>る。日<sup>あ</sup>の暮<sup>あ</sup>れるに會<sup>あ</sup>い、人家<sup>あ</sup>に投<sup>あ</sup>じて宿<sup>あ</sup>を借<sup>あ</sup>りんとするも、主人<sup>あ</sup>は許<sup>あ</sup>さず、乃<sup>あ</sup>ち其<sup>あ</sup>の門<sup>あ</sup>に偃息<sup>あ</sup>す。夜間<sup>あ</sup>に火<sup>あ</sup>を作<sup>あ</sup>して面具<sup>あ</sup>を烘<sup>あ</sup>りて乾<sup>あ</sup>かしめ、兩膝<sup>あ</sup>に各<sup>あ</sup>の其<sup>あ</sup>の一<sup>あ</sup>を冒<sup>あ</sup>い、兩手<sup>あ</sup>に各<sup>あ</sup>の其<sup>あ</sup>の一<sup>あ</sup>を持<sup>あ</sup>ち、又<sup>あ</sup>た其<sup>あ</sup>の一<sup>あ</sup>を面<sup>あ</sup>に戴<sup>あ</sup>せ、火<sup>あ</sup>に就<sup>あ</sup>きてこれ<sup>あ</sup>を烘<sup>あ</sup>る。忽<sup>あ</sup>ち一黒丈夫<sup>あ</sup>の遠<sup>あ</sup>き自<sup>あ</sup>り來<sup>あ</sup>るを見る、且<sup>あ</sup>つ前<sup>あ</sup>み且<sup>あ</sup>つ却<sup>あ</sup>き、其<sup>あ</sup>の人魅<sup>あ</sup>爲<sup>あ</sup>るを知る、疾呼<sup>あ</sup>して曰<sup>あ</sup>く、「汝<sup>あ</sup>は何者<sup>あ</sup>爲<sup>あ</sup>るや？」黒丈夫<sup>あ</sup>跪<sup>あ</sup>きて曰<sup>あ</sup>く、「吾<sup>あ</sup>は主人<sup>あ</sup>の女<sup>あ</sup>と私有<sup>あ</sup>り、毎夜<sup>あ</sup>半輒<sup>あ</sup>ち來<sup>あ</sup>る。料<sup>あ</sup>らざりき神明<sup>あ</sup>此<sup>あ</sup>に在<sup>あ</sup>りとは、幸<sup>あ</sup>いに其<sup>あ</sup>の罪<sup>あ</sup>を恕<sup>あ</sup>せ！」と。其<sup>あ</sup>の人曰<sup>あ</sup>く、「汝<sup>あ</sup>の家<sup>あ</sup>何處<sup>あ</sup>に在<sup>あ</sup>るや？」と。曰<sup>あ</sup>く、「前路<sup>あ</sup>の傍<sup>あ</sup>の池<sup>あ</sup>塘<sup>あ</sup>中<sup>あ</sup>に在<sup>あ</sup>り」と。其<sup>あ</sup>の人大聲<sup>あ</sup>にて曰<sup>あ</sup>く、「速<sup>あ</sup>やかに去<sup>あ</sup>れ！」と。遂<sup>あ</sup>に見<sup>あ</sup>えずなりぬ。明晨<sup>あ</sup>、主人<sup>あ</sup>門<sup>あ</sup>を開<sup>あ</sup>くに、爲<sup>あ</sup>にこれ<sup>あ</sup>を言<sup>あ</sup>う。主人<sup>あ</sup>曰<sup>あ</sup>く、「物<sup>あ</sup>有り<sup>あ</sup>77吾<sup>あ</sup>が女<sup>あ</sup>に崇<sup>あ</sup>ること久<sup>あ</sup>し、向來<sup>あ</sup>踪跡<sup>あ</sup>未<sup>あ</sup>だ得<sup>あ</sup>ず、今<sup>あ</sup>其<sup>あ</sup>の處<sup>あ</sup>を得<sup>あ</sup>たる、幸<sup>あ</sup>いなること甚<sup>あ</sup>だしきかな。」と。乃<sup>あ</sup>ち同<sup>あ</sup>に塘畔<sup>あ</sup>に往<sup>あ</sup>き、塘<sup>あ</sup>の主人<sup>あ</sup>に謁<sup>あ</sup>し、遂<sup>あ</sup>に其<sup>あ</sup>の塘<sup>あ</sup>を涸<sup>あ</sup>らすに、黒魚<sup>あ</sup>有り、重<sup>あ</sup>さは百斤<sup>あ</sup>に近<sup>あ</sup>し、これ<sup>あ</sup>を脯<sup>あ</sup>るに、怪<sup>あ</sup>は遂<sup>あ</sup>に絶<sup>あ</sup>えたり。嗟乎<sup>あ</sup>！古<sup>あ</sup>自<sup>あ</sup>り以來<sup>あ</sup>、面具<sup>あ</sup>を以<sup>あ</sup>て事<sup>あ</sup>を成<sup>あ</sup>す者<sup>あ</sup>少<sup>あ</sup>なからず、黒魚<sup>あ</sup>の怪<sup>あ</sup>、何<sup>あ</sup>の代<sup>あ</sup>かこれ無<sup>あ</sup>からん。黒魚<sup>あ</sup>をして誠<sup>あ</sup>に其<sup>あ</sup>の面具<sup>あ</sup>を爲<sup>あ</sup>るを知ら<sup>あ</sup>しめなば、何<sup>あ</sup>ぞ其<sup>あ</sup>の脯<sup>あ</sup>る所<sup>あ</sup>と爲<sup>あ</sup>るに至<sup>あ</sup>らんや、倣<sup>あ</sup>面の具<sup>あ</sup>88を倣<sup>あ</sup>る者<sup>あ</sup>儼然<sup>あ</sup>として自<sup>あ</sup>ら以<sup>あ</sup>て明神<sup>あ</sup>と爲<sup>あ</sup>るなり。

金陵<sup>あ</sup>の人は上手<sup>あ</sup>にお面<sup>あ</sup>を作る。お面<sup>あ</sup>というの<sup>あ</sup>は、紙<sup>あ</sup>を糊<sup>あ</sup>では<sup>あ</sup>って魑魅魍魎<sup>あ</sup>の顔<sup>あ</sup>を作<sup>あ</sup>り、俳優<sup>あ</sup>や子供<sup>あ</sup>が芝居<sup>あ</sup>や遊び<sup>あ</sup>に使う<sup>あ</sup>ものである。ある人<sup>あ</sup>がお面<sup>あ</sup>數籠<sup>あ</sup>を担<sup>あ</sup>いで郊外<sup>あ</sup>に売<sup>あ</sup>りに行<sup>あ</sup>った時<sup>あ</sup>、雨<sup>あ</sup>に降<sup>あ</sup>られお面<sup>あ</sup>は濡<sup>あ</sup>れてしま<sup>あ</sup>った。日<sup>あ</sup>が暮<sup>あ</sup>れたので人家<sup>あ</sup>に投<sup>あ</sup>宿<sup>あ</sup>しようとしたところ、主人<sup>あ</sup>が許<sup>あ</sup>さなかつたので、門<sup>あ</sup>のところで寝<sup>あ</sup>転<sup>あ</sup>が<sup>あ</sup>って一<sup>あ</sup>休み<sup>あ</sup>して<sup>あ</sup>いた。夜間<sup>あ</sup>に火<sup>あ</sup>を焚<sup>あ</sup>いてお面<sup>あ</sup>を乾<sup>あ</sup>かして<sup>あ</sup>いた。兩<sup>あ</sup>ひざ<sup>あ</sup>に一つ<sup>あ</sup>ずつ、兩<sup>あ</sup>手<sup>あ</sup>に一つ<sup>あ</sup>ずつ、顔<sup>あ</sup>にまた一つ<sup>あ</sup>被<sup>あ</sup>り、火<sup>あ</sup>に近<sup>あ</sup>づいて炙<sup>あ</sup>っていた。ふと見<sup>あ</sup>ると、黒<sup>あ</sup>ずくめ<sup>あ</sup>の男<sup>あ</sup>が遠<sup>あ</sup>くからや<sup>あ</sup>つてきた。一<sup>あ</sup>歩<sup>あ</sup>進<sup>あ</sup>んでは一<sup>あ</sup>歩<sup>あ</sup>退<sup>あ</sup>き、お面<sup>あ</sup>売<sup>あ</sup>りはそれ<sup>あ</sup>が魑魅魍魎<sup>あ</sup>と分<sup>あ</sup>かつた。「お前<sup>あ</sup>は何者<sup>あ</sup>か？」とどな<sup>あ</sup>った。黒<sup>あ</sup>ずくめ<sup>あ</sup>の男<sup>あ</sup>は跪<sup>あ</sup>き、「私<sup>あ</sup>はここの主人<sup>あ</sup>の娘<sup>あ</sup>と通<sup>あ</sup>じてお<sup>あ</sup>り、毎<sup>あ</sup>晩<sup>あ</sup>や<sup>あ</sup>つて<sup>あ</sup>きます。なん<sup>あ</sup>と神<sup>あ</sup>様<sup>あ</sup>がこ<sup>あ</sup>こにお<sup>あ</sup>られる<sup>あ</sup>とは、お許<sup>あ</sup>しく<sup>あ</sup>だ<sup>あ</sup>さい。」「お前<sup>あ</sup>はど<sup>あ</sup>こに<sup>あ</sup>住<sup>あ</sup>んでお<sup>あ</sup>る<sup>あ</sup>のか。」「道<sup>あ</sup>の傍<sup>あ</sup>の池<sup>あ</sup>の中<sup>あ</sup>です。」お面<sup>あ</sup>売<sup>あ</sup>りは、「早<sup>あ</sup>速<sup>あ</sup>に立<sup>あ</sup>ち去<sup>あ</sup>れ！」と叱<sup>あ</sup>り<sup>あ</sup>つけた。すると男<sup>あ</sup>は姿<sup>あ</sup>を消<sup>あ</sup>した。翌<sup>あ</sup>朝<sup>あ</sup>主人<sup>あ</sup>が門<sup>あ</sup>を開<sup>あ</sup>いた<sup>あ</sup>ので、その話<sup>あ</sup>をした。「物<sup>あ</sup>の怪<sup>あ</sup>が長<sup>あ</sup>い間<sup>あ</sup>我が家<sup>あ</sup>の娘<sup>あ</sup>に崇<sup>あ</sup>つて<sup>あ</sup>きた<sup>あ</sup>の<sup>あ</sup>じゃ。これ<sup>あ</sup>まで<sup>あ</sup>その足<sup>あ</sup>跡<sup>あ</sup>が<sup>あ</sup>迎<sup>あ</sup>れ<sup>あ</sup>なかつた。お<sup>あ</sup>かげ<sup>あ</sup>で<sup>あ</sup>潜<sup>あ</sup>んで<sup>あ</sup>いる<sup>あ</sup>場<sup>あ</sup>所<sup>あ</sup>が<sup>あ</sup>分<sup>あ</sup>かつた、有<sup>あ</sup>難<sup>あ</sup>い！」お面<sup>あ</sup>売<sup>あ</sup>りと主人<sup>あ</sup>は一<sup>あ</sup>緒<sup>あ</sup>に池<sup>あ</sup>の傍<sup>あ</sup>に行<sup>あ</sup>き、池<sup>あ</sup>の持<sup>あ</sup>主<sup>あ</sup>の<sup>あ</sup>了解<sup>あ</sup>を得<sup>あ</sup>て池<sup>あ</sup>を<sup>あ</sup>浚<sup>あ</sup>つた<sup>あ</sup>ところ、重<sup>あ</sup>さが百斤<sup>あ</sup>も<sup>あ</sup>ある<sup>あ</sup>黒<sup>あ</sup>い魚<sup>あ</sup>を捕<sup>あ</sup>まえ、殺<sup>あ</sup>して干<sup>あ</sup>物<sup>あ</sup>にした<sup>あ</sup>ところ、怪<sup>あ</sup>異<sup>あ</sup>現象<sup>あ</sup>は絶<sup>あ</sup>え果<sup>あ</sup>てた。あ<sup>あ</sup>、古<sup>あ</sup>代<sup>あ</sup>から<sup>あ</sup>お面<sup>あ</sup>で<sup>あ</sup>成<sup>あ</sup>功<sup>あ</sup>した<sup>あ</sup>人<sup>あ</sup>はた<sup>あ</sup>く<sup>あ</sup>さん<sup>あ</sup>お<sup>あ</sup>り、黒<sup>あ</sup>い魚<sup>あ</sup>の妖<sup>あ</sup>怪<sup>あ</sup>も<sup>あ</sup>歴<sup>あ</sup>代<sup>あ</sup>出<sup>あ</sup>現<sup>あ</sup>して<sup>あ</sup>いる。黒<sup>あ</sup>い魚<sup>あ</sup>が<sup>あ</sup>それ<sup>あ</sup>がお面<sup>あ</sup>で<sup>あ</sup>ある<sup>あ</sup>と<sup>あ</sup>分<sup>あ</sup>か<sup>あ</sup>つて<sup>あ</sup>い<sup>あ</sup>れば、ど<sup>あ</sup>う<sup>あ</sup>して<sup>あ</sup>干<sup>あ</sup>物<sup>あ</sup>に<sup>あ</sup>さ<sup>あ</sup>れる<sup>あ</sup>よ<sup>あ</sup>うな<sup>あ</sup>こ<sup>あ</sup>と<sup>あ</sup>が<sup>あ</sup>あ<sup>あ</sup>ら<sup>あ</sup>う<sup>あ</sup>か。お面<sup>あ</sup>の製<sup>あ</sup>作者<sup>あ</sup>は<sup>あ</sup>まさ<sup>あ</sup>しく<sup>あ</sup>強<sup>あ</sup>い<sup>あ</sup>力<sup>あ</sup>を持<sup>あ</sup>つ<sup>あ</sup>神<sup>あ</sup>に<sup>あ</sup>な<sup>あ</sup>つた<sup>あ</sup>ので<sup>あ</sup>ある。

#### 第四十六段

「和氣致祥、乖氣致戾。」古人此語良不我欺也。和、莫和于左氏之所謂「六順」、乖、莫乖于左氏所謂「六逆」。人家休咎可于其順逆占之。吾鄉張相國家、「六順」備矣。吾友靈皋氏家、其「六順」庶幾焉。近見山陽劉主政家、一門雍穆無間言、子弟讀書修品、門無襍賓。余羨之、不羨王侯富貴家也。

「和氣は祥を致し、乖氣は戾を致す」<sup>69</sup>。古人の此の語は良に我を欺かざるなり。和は、左氏の所謂「六順」<sup>70</sup>よりも和なるは莫し、乖は、左氏の所謂「六逆」<sup>71</sup>よりも乖るは莫し。人家の休咎<sup>72</sup>は其の順逆においてこれを占う可し。吾が郷の張相國<sup>73</sup>の家は、「六順」備われり。吾が友靈皋氏<sup>74</sup>の家は、其れ「六順」に庶幾し。近ごろ山陽の劉主政<sup>75</sup>の家を見るに、一門は雍穆にして<sup>76</sup>間言無く、子弟は書を讀み品を修め、門に襍賓無し。余これを羨み、王侯富貴の家を羨まざるなり。

「和氣は祥を致し、乖氣は戾を致す。」古人のこの言葉はまことに真実を衝いている。「和」について言えば、『春秋左氏傳』の「六順」よりも「和」（調和がとれている）ものはないし、「乖」について言えば、やはり『春秋左氏傳』の「六逆」ほど「乖」（道理に乖る）ものはない。人の吉凶は、その人の性格が順か逆かで占える。私の同郷の張相國の家は「六順」が完備していると言えよう。私の友人の靈皋の家は「六順」に近いであろう。近頃では山陽の劉主政の家は、一門全体が仲良く悪口を言い合う者もおらず、子弟はよく勉強し品格高く、家には怪しい人物は出入りしていない。私は王侯や貴族富豪は羨ましくないが、彼らのような家庭こそが羨ましい。

#### 第四十七段

甚矣哉！僧之偽妄而好所托也。自建文帝以賢明而失國、重以暴燕之惡、天下之人不欲死建文、而建文于是乎生矣、生建文則不得不僧建文矣。蓋緣正統間、有僧自稱建文、有司鞠之、得其姦狀、遂伏誅。自是天下流傳、遂以爲建文真爲僧也、而從亡錄等偽書出矣。爲僧者喜彼家之得帝王爲其徒也、相與誇耀且證明之曰、「某蹟、建文之遺也。某樹、建文之植也。」至今無知其偽者。然此猶曰其事悉隱而不明也、烈帝之死社稷、赫然章顯、而大悲者冒稱之。其時距烈帝之崩數月、烈帝之臣滿朝、爲大悲者、夫亦安所希冀耶？隆武時、廣西有僧自稱曰弘光、亦伏誅。鄭氏之起海上、五指山有僧自稱曰隆武、諸舊臣欲往辨之、遂匿不見。順治中、有僧至松江、自稱烈帝太子、愚民信且奉之、已而事覺、死者數百人。然此猶曰其托者爲帝王也。崇禎時、有僧以嫖受毒、腐去其陰、其將死也、自稱爲魏忠賢。康熙初、有一僧眇一目、其將死也、自稱李自成。此二僧者、自托于逆賊、吾更不知其何以爲心也。

甚しきかな！僧の偽妄にして托する所を好むや。建文帝<sup>77</sup>の賢明を以て國を失いて自ら、重ねるに暴燕の惡<sup>78</sup>を以て、天下の人建文を死すを欲せず、而して建文是において生き、建文を生せば則ち建文を僧とせざるを得ず。蓋し正統の間、僧有りて自ら建文と稱し、有司これを鞠し、其の姦狀を得て、遂に誅に伏するに緣るならん。是れ自ら天下に流傳し、遂に以爲く建文真に僧と爲ると、而うして從亡錄等の偽書<sup>79</sup>出づ。

僧爲る者は彼の家の帝王の其の徒と爲る得るを喜び、相い與に誇耀し且つこれを證明して曰く、「某蹟は、建文の遺なり。某樹は、建文の植うるなり」と。今に至るも其の偽りなるを知る者無きなり。然れども此れ猶お其の事悉く隠れて明らかならざるなりと曰うがごとし、烈帝<sup>80</sup>の社稷に死するは、赫然として章顯<sup>あきら</sup>かなり、而るに大悲なる者<sup>81</sup>冒りてこれを稱す。其の時烈帝の崩<sup>ほうぎよ</sup>を距つこと數月、烈帝の臣朝に滿つ、大悲爲る者、夫れ亦た安にか希冀<sup>いずく</sup><sup>ねが</sup><sup>82</sup>う所なるや？隆武の時、廣西に僧有り自ら稱してと弘光<sup>83</sup>と曰い、亦た誅に伏す。鄭氏の海上に起つや、五指山<sup>84</sup>に僧有り自ら稱して隆武<sup>85</sup>と曰い、諸の舊臣往きてこれを辨ぜん<sup>もろもろ</sup>と欲するも、遂に匿れて見えず。順治中、僧有り松江に至り、自ら烈帝の太子と稱し、愚民信じ且つこれを奉るも、已にして事覺われ、死する者數百人。然れども此れ猶お其の托する者は帝王爲りと曰う。崇禎の時、僧有り嫖<sup>86</sup>を以て毒を受け、其の陰を腐去し、其の將に死なんとするや、自ら魏忠賢<sup>87</sup>爲りと稱す。康熙の初め、一僧有り一目を眇む、其の將に死なんとするや、自ら李自成<sup>88</sup>爲りと稱す。此の二僧は、自ら逆賊に托す、吾更に其の何を以て心と爲すやを知らざるなり。

僧侶というものはでたらめな作り話をでっちあげるのが甚だ得意だ。建文帝が賢明な資質を持っておられたのに帝位を追われ、燕王の暴虐な政治がその後続いたために、天下の人々は建文帝が死ぬのを望まず、建文帝を生き返らせ、建文帝を生き返らせたからには、僧侶にせざるを得なくなった。正統年間に建文帝を自称する僧侶が出現し、役人が取り調べたところ、罪状が明らかになったので、死刑に処せられたのをきっかけに、それ以後、その噂が天下に広まり、建文帝が本当に出家したということになってしまい、從亡録といった偽書が出た。僧侶たちは好んで帝王が自分の弟子となったという話を作り上げ、それを自慢し、実証してみせようとする、「この字は建文帝の遺されたもの、この木は建文帝のお手植え。」今になればそれが偽物であると知る人としてない。しかしこれらの噂はすべて長い間隠れてしまっははっきりしなくなっている（ので確かめようがない）。ところが崇禎帝が国家に殉じて亡くなったことは火を見るよりも明らかなのに、大悲という僧侶が崇禎帝<sup>かた</sup>を騙った事件が起こった。その当時は崇禎帝が崩御してわずか数か月後にすぎず、崇禎帝の臣下は朝廷に溢れていたというのに、大悲という僧侶はいったいどのような僥倖を望んだのだろうか？隆武帝の御代、廣西に弘光帝を名乗る者が現れ、やはり処刑された。鄭成功が海上で兵を挙げると、五指山の僧侶に隆武帝を自称する人物が現れたので、旧臣たちが本物かどうか見極めに行こうとしたが、姿を隠してしまった。順治年間に崇禎帝の太子を自称する僧侶が松江にやってきた時、愚民たちは彼を信奉したが、事が露見して数百人が殺された。しかしこれらはすべて帝王に仮託した例である。崇禎年間に娼婦を買って性病にかかり、男根が腐敗してしまっ僧侶がいた。彼は臨終に至って、魏忠賢を名乗った。康熙年間の初めに片目の僧侶がいたが、彼は死ぬ間際に李自成を名乗った。この二人の僧侶は逆賊を名乗ったのであるが、私にはどうしても彼らの心理が理解できない。

#### 第四十八段

「正」字之義甚大、而前代年號多諱之。或曰、「正」字以「一止」爲文。如齊文宣子殷字正道、嘆曰、「我兒其替乎！」後果不終。梁武帝改元天正、魏齊王芳改元正始、高貴鄉公改元正元、俱不祥。金煬王有正隆正元之號、金哀帝亡國之年亦曰正大、元順帝終於至正。明正統有北狩之禍、正德有流賊之禍、且無繼嗣。然則「正」字果不可用耶？吾以爲諸人者適逢其亂亡之會、非「正」字之爲厲階也。使開創之君、如漢之高光、唐之太宗、宋之藝祖、明之高帝、守成之君、如漢之文帝、宋之仁宗、明之孝宗、即用「正」字爲年、何害？

「正」字の義は甚だ大きく、前代の年號は多くこれを諱む。或ひと曰く、「正」字は「一止」を以て文と爲す。齊文宣の子殷の字は正道、嘆いて曰く、「我が兒は其れ替るや！」<sup>89</sup>の如きは、後に果して不終なり<sup>90</sup>。梁の武帝<sup>91</sup>は天正と改元し、魏の齊王芳<sup>92</sup>は正始と改元し、高貴郷公<sup>93</sup>は正元と改元し、俱に不祥なり。金の煬王<sup>94</sup>には正隆正元の號有り、金の哀帝<sup>95</sup>の亡國の年も亦た正大と曰い、元の順帝<sup>96</sup>は至正に終る。明の正統には北狩の禍<sup>97</sup>有り、正徳<sup>98</sup>には流賊の禍有り、且つ繼嗣無し<sup>99</sup>。然らば則ち「正」字は果して用いる可からざるや？吾以爲らく諸人は適ま其の亂亡の會に逢う、「正」字の厲階<sup>100</sup>爲るに非ざるなり。開創の君、漢の高光<sup>101</sup>、唐の太宗<sup>102</sup>、宋の藝祖<sup>103</sup>、明の高帝<sup>104</sup>の如き、守成の君、漢の文帝<sup>105</sup>、宋の仁宗<sup>106</sup>、明の孝宗<sup>107</sup>の如きをして、即い「正」字を用いて年と爲さしむるも、何の害かあらんや？

「正」という字の意味はとてもスケールが大きい、前の王朝の年号は避けることが多かった。「正」は「一」と「止」から構成されるからだと解説する人もいる。齊の文宣帝の子の高殷の字は正道であったが、文宣帝は「わが子は早死にするだろう。」と言ったが、その後案の定長生きしなかった。梁の武帝は「天正」と改元し、魏の齊王芳は「正始」と改元し、高貴郷公は「正元」と改元したが、すべて不吉な結果を招いた。金の煬王の時には「正隆」「正元」の年号であったし、金の哀帝の亡国の時の年号は「正大」であった。元の順帝は「至正」の年号で終わっているし、明の「正統」年間には帝が北で捕虜になる禍が起こったし、「正徳」年間にはあちこちで反乱が起こり、皇嗣ができなかった。であれば、「正」の字は本当に年号に使ってはならないのだろうか？これらの人々はたまたま亡国の時に遭遇しただけで、何も「正」の字が災いの発端となったわけではない。漢の高祖、後漢の光武帝、唐の太宗、宋の藝祖、明の高帝などの国を創めた君主や、漢の文帝、宋の仁宗、明の孝宗などの中興の君主たちがたとえ「正」を年号に使ったところで何の害があるか？

#### 第四十九段

東漢官屬皆稱爲「曹」、後天下篡于曹。明六部司官皆稱曰「清吏司」、後繼明者爲清。一字而爲興亡之讖、異哉！

東漢の官屬は皆稱して「曹」<sup>108</sup>と爲し、後に天下は曹に篡せらる。明の六部の司官は皆稱して「清吏司」<sup>109</sup>と曰い、後に明を繼ぐ者は清爲り。一字にして興亡の讖爲り、異なるかな！

後漢の属官はすべて「某々曹」と称したが、その後曹氏に天下を奪われた。明の六部の属官はすべて「清吏司」と称していたが、明を継いだのは清であった。たった一字が国家の興亡の予兆となるとは、なんと不思議なことか！

## 第五十段

人情之貪、貪今世、並貪所謂來世、而佛皆許之、曰、「爾歸吾、吾有以給爾。」人情惡死而畏灾患、而佛召之、曰、「來、吾能免爾。」于是天之下、地之上、無一處、無一人而非佛之有矣。于是君不能有其臣、父母不能有其子、以至親屬朋友皆不相顧、而獨于佛則出其財而無所勤、崇大其宮、衣食其徒、焚香膜拜、如醉如狂、而自以爲得計。吾見佞佛之家、其家不旋踵而敗、然則舉宇宙而佞佛、宇宙又安得久存哉！

人情の貪るは、今世を貪り、並びに所謂來世を貪る、而して佛は皆これを許して曰く、「爾吾に歸すれば、吾以て爾に給する有らん」と。人情は死を惡みて灾患を畏る、而うして佛これを召きて曰く、「來れ、吾能く爾を免ぜん」と。是において天の下、地の上、一處一人の佛の有に非ざる無きなり。是において君の其の臣を有つこと能わず、父母の其の子を有つこと能わず、以て親屬朋友皆相い顧りみざるに至るも、獨り佛においては則ち其の財を出して勤まる所無く、其の宮を崇大にし、其の徒の衣食し、焚香膜拜すること、酔うが如く狂うが如く、自ら以て計を得たりと爲す。吾佞佛の家、其の家踵を旋らさずして<sup>110</sup>敗るを見る、然らば則ち宇宙を舉げて佛に佞ねれば、宇宙も又た安んぞ久しく存するを得んや！

何でも思い通りなれと願うのが人情の常であり、今の人生においてだけでなく、來世においてもすべて思い通りになれと願う、それを仏はすべて許し、「汝は我に帰依せよ、さすればすべてを与えよう」と言う。死を憎み、災難を恐れる、それが人情の常である、仏は彼らを招き、「來たれ、汝の死や災難を免れさせてやろう。」と言う。というわけで、天上天下、物や人はすべて仏の所有となってしまう。君主は臣下を繋ぎとめられず、両親は子を繋ぎとめられず、親族、友人は互いに世話をせず、仏に対してだけ財物を費やして惜しまず、寺院を大きくし、僧侶たちを養い、香を焚き参拝し、酔って狂ったようになって、自分ではうまくやっていると思うに至る。仏に佞る家にはあつという間に不幸が起こり、滅びてしまうのを私は見てきた。であるならば、宇宙がこぞって仏に仕えるようになったら、宇宙が永続するはずがなからう！

## 第五十一段

山川草木、去其舊名而被以佛號、如濟南之千佛山、蘇州之觀音山之類、草木如江南觀音柳、羅漢松、福建之佛桑、佛手柑之類。人皆習焉而不察、其實皆非理也。

山川草木、其の舊名を去りて被うるに佛號を以てす、濟南の千佛山<sup>111</sup>、蘇州の觀音山<sup>112</sup>の類の如し、草木は江南の觀音柳<sup>113</sup>、羅漢松<sup>114</sup>、福建の佛桑<sup>115</sup>、佛手柑<sup>116</sup>の類の如し。人皆習いて察せず、其の實は皆理に非ざるなり。

山川草木で、旧名を捨てて「仏」を冠したのがある。濟南の千仏山、蘇州の觀音

山の類、江南の観音柳、羅漢松、福建の仏桑、仏手柑の類である。人々は慣れきってしまっていて気付かないが、常識からは外れている。

## 注

- 1 全体で百七十四段までであるのだが、最後の第百七十四段は不完全なので、翻訳することは不可能である。
- 2 陳奇瑜 (?-1645)、明山西保德州の人、字は玉鉉。萬曆四十四年進士。総督として陝西、山西、四川などで軍務に就いた。崇禎七年、反乱軍を車箱峡で包囲したが、偽りの降伏の計に引っ掛かり、包囲を解いて反乱軍を取り逃がしてしまった。その後辺境に流謫された。この人物は第二十九段に既出。
- 3 「百足の蟲、死に至るも僵れず」は、三國魏の曹問「六代論」に、「故語に曰く、「百足の蟲、死に至るも僵れず」と。これを扶くる者衆ければなり。此の言は小なりと雖も、以て大を譬う可し。」とある。
- 4 「宣大の総督」は山西省の宣府、大同を管轄する長官。フルネームは「總督宣大山西等外軍務兼理糧餉宣府大同」。(\*) また「巡撫の某」とあるのは、馬國忠を指すと思われる。馬國忠は順治元年 (1644) 七月甲辰に山西巡撫を命じられ、次いで順治二年 (1645) 十月癸未に宣大総督に転じて順治四年 (1647) 七月戊午までその任にあった (江西河南総督に転任)。
- 5 順治五年 (1648) である。
- 6 洪承疇 (1593 ~ 1665)、字は彥演、號は亨九。福建南安の人。明萬曆四十四年進士。崇禎年間、薊遼總督となり、清軍と戦って大敗し、降伏した。後清軍とともに各地を転戦した。後に致仕し、康熙初年に亡くなった。第二十九段に既出。
- 7 「觀象臺」は天文を觀測する建物。『明史』卷二十五天文志に、「洪武十七年、觀星盤を造り、十八年、觀象臺を鷄鳴山に設く。」とある。
- 8 現在の南京にある明の太祖朱元璋の陵。
- 9 「鬱鬱葱葱」は気が盛んな様子。『論衡』吉驗に、「王莽の時、謁者蘇伯阿能く氣を望む、使して春陵の城郭を過るに、鬱鬱葱葱たり。光武の河北に到るに及び、伯阿と見え、問いて曰く、「卿前に春陵を過るに、何を用て其の氣の佳なるを知るや」と。伯阿對えて曰く、「其の鬱鬱葱葱たるを見るのみ。」と。」とある。
- 10 「炊爨」は炊事すること。『世說新語』德行に、「祖光祿 (訥) 少くして孤貧、性は至孝、常に自ら母の爲に炊爨して食を作る。」とある。
- 11 馬士英 (1591-1646)、明貴陽の人、字は瑤草。萬曆四十七年進士。北京が陥落すると、福王を擁立して兵部尚書となった。阮大鍼と結託して東林党を弾圧した。清軍が南下し、揚州が陥ちると、南京から逃亡した。太湖で清軍に殺害されたとも、一旦清に降伏した後、唐王と通じたと疑われて延平で殺されたとも言われている。
- 12 王鐸 (1592-1652)、明末河南孟津の人、字は覺斯。天啓二年進士。官は礼部尚書

- 東閣大学士となる。清に投降し、やはり礼部尚書となった。絵画に工みであった。
- 13 「識認」はそれと認めること、認識すること。『三國志』呉書、鍾離牧傳に、「(鍾離牧)少くして永興に爰居み、躬自ら田を墾き、稻二十餘畝を種う。熟するに臨みて、縣民これを識認する有り、牧曰く、「本と田の荒れたるを以て、故にこれを墾するのみ。」と。遂に稻を以て縣人に與う。」とある。
  - 14 「上元」は現在の南京を指す。
  - 15 「窘辱」は激しく辱めを加えること。『史記』留侯世家に、「雍齒は我と故有り、數たび嘗て我を窘辱す。」とある。
  - 16 「郊壇」は陪都南京の南郊に設けられた祭壇。
  - 17 「曾大父」は曾祖父を指す。『戴名世年譜』によれば、戴名世の曾祖父は戴震(1545-1670)字は東先、号は孟菴、萬曆年間の諸生、著書に『四書五經解』三十卷がある。
  - 18 「清水」は陝西省榆林府の地名。清水堡。『明史』卷三百九李自成傳に、「而うして嘉胤は已に襲いて黃甫川、清水、木瓜三堡を破り、府谷、河曲を陷す」とある。
  - 19 「木瓜」は陝西省榆林府の地名。木瓜園堡。
  - 20 「神木」は陝西省榆林府の地名。神木堡。
  - 21 「府谷」は陝西省榆林府の地名。府谷県。
  - 22 「河曲」は山西省保徳州の地名。河曲県。
  - 23 「保徳」は山西省保徳州の地名。
  - 24 「河套」はオルドスを指す。
  - 25 『明史』卷二百七十六陳函輝傳に、「陳函輝、字は木叔、臨海の人。崇禎七年進士、靖江知縣を授り、御史左光先に劾さるゝ爲て罷む。北都陷るや、衆に倡義を誓う。會ま福王立ち草澤勤王を許さず、乃ち已む。尋いで起ちて職方主事監軍江北となり、事敗れて魯王に歸し、擢でられて禮部右侍郎と爲り、王に従いて航海す。已にして相い失い、哭して雲峰山に入り、絶命詞十章を作り水に投じて死す。」とあり、憂庵集の記述と絶命詞の数が少し異なっている。
  - 26 「臨海」は浙江省の地名。
  - 27 順治二年(1645)である。
  - 28 鄭之尹は、『浙江通志』卷百三十三に、「鄭之尹、餘姚の人、山西僉事」とある。**【開】**「**【開】**」は「開放古籍平台」の略。未確認であることを示す。以下同じ。
  - 29 張國維は、東陽の人、字は九一、号は玉筍。天啓年間の進士。魯王が監国となると、兵部尚書となったが、時勢を支えきれないと見て入水自殺した。
  - 30 朱大典、金華の人、字は延之。萬曆年間の進士。福王の時兵部尚書となる。清軍が南下すると、婺城を守備し、陥落するや自殺した。
  - 31 魯王朱以海は、魯王檀の九世の子孫、明末に台州に移った。張國維らが紹興に迎え監国とした。後に金門に行き、鄭成功の庇護を受け、しばらくして亡くなった。
  - 32 「紀善」は、明代の親王府の属官、講学を担任した。

- 33 1642年、崇禎十五年。
- 34 建文は明の第二代皇帝朱允炆。明の太祖朱元璋が崩御すると、皇太孫朱允炆が即位し年号を建文とした。後の永楽帝となった燕王朱棣が挙兵し、明の主力軍を破って南京に攻め込むと、建文帝は行方不明となった。第四十七段も参照のこと。
- 35 『明史紀事本末』巻十八に、「東湖樵夫、何許の人なるやを知らず。浙東臨海東湖の上に樵す。日び柴を負いて市に入り、口に二價せず。建文壬午（1402年）の秋、詔臨海湖上に至り、人は相い率いて縣庭にて詔を聴く、或ひと歸りて樵夫に語りて曰く、「新皇帝登極せり。」と。樵夫愕然として曰く、「皇帝は安に在りや？」と。答えて曰く、「宮を燒きて自焚す。」と。樵夫は大いに哭し、遂に湖中に投じて死す。」とある。この事件を指すのであろうが、「樵夫湖」という名の湖は探し出せなかった。【開】
- 36 「烏石山」は、『古今圖書集成』方輿彙編、職方典、紹興府部、紹興府部彙考二に、「浦陽江…又北のかた臨浦に至り山陰の麻溪に注ぎ、北のかた烏石山を過り烏石江と爲る。」とあるのがそれにあたるであろう。【開】
- 37 「黄巖」は、浙江省台州の地名。
- 38 「臨海」は、浙江省臨海県。
- 39 「湧泉」は、臨海県の湧泉鎮。
- 40 郭圭以下五名は不詳。博雅の指教を乞う。
- 41 順治十五年（1642）である。
- 42 曹操は盗掘を恐れてダミーの墓を多数作ったとされる。例えば『古今圖書集成』方輿彙編/職方典/歸德府部/歸德府部彙考卷六/歸德府古蹟考府志に「曹操墓、在城西三十里」とある。【開】
- 43 「失記」は、明沈德符『野獲編』科場、「御史方伯相い毆りあう」に、「王（泮）拳を奮いてこれを撃ち、顧（龍楨）勝つこと能わず。…邑令に倪姓の者有り、名は失記る、外簾（試験の監督や試験上の設営などの採点以外の仕事を指す）を司り、力めて爲に解勸す。」とある。
- 44 梅文鼎（1633-1721）、字は定九、号勿庵、清代の天文学者、数学者。
- 45 この条は素人の私には理解が難しい。博雅の指教を乞う。
- 46 「菽」は豆の総称。『詩經』豳風「七月」に、「六月に鬱及び藿を食ひ、七月に葵及び菽を亨る。」とある。
- 47 「勁氣」は普通はきびしい寒気を言う。陶潛の「癸卯の歳十二月中の作、従弟敬遠に與う」詩に、「勁氣 襟袖を侵し、箆瓠 屢しば設くるを謝す。」とある。しかし戴名世は強烈なエネルギーの意味で使っている。
- 48 「聞香鳥」は不詳。博雅の指教を乞う。
- 49 「裙帶鳥」は不詳。博雅の指教を乞う。
- 50 「猴も能く酒を作る」は、清屈大均の『廣東新語』獸語、猿の条に、「瓊州は猿多し、…嘗て石巖の深き處において猿酒を得たり、蓋し猿の稻米を以て百花を雜えて造

- る所なり。一石穴に輒ち五六升ばかり許有り、味は最も辣、然るに絶はなはだ得難し。」とある。
- 51 「狒狒」は、『爾雅』釋獸に、「狒狒は人の如し、被髮迅走し、人を食す。」その郭璞注に、「臯羊なり。山海經に曰く、其の状は人の如し、面は長く脣は黒し、身に毛有り、反踵かかとそりかえり、人を見れば則ち笑うと。」とある。
- 52 原校に「略は、原稿は「界」に作る、應に字の誤り爲るべし。」とあるのに従う。
- 53 原校に「皐は、原稿は「羿」に作る、應に字の誤り爲るべし。」とあるのに従う。
- 54 「潁州」は、安徽省の地名。
- 55 「寧輔公」は不詳、博雅の指教を乞う。
- 56 「鳳陽」は、安徽省の地名。
- 57 「四川初めて靖し」は、崇禎から順治にかけての張獻忠の反乱、及びその残存勢力が南明政権と協力して行った反清活動を指すのであろう。康熙元年にようやく終息した。
- 58 「瑞安」は、浙江省の地名。
- 59 鄒欽堯は、『浙江通志』卷百六十六に、「鄒欽堯、温州府志いわく、字は維則、瑞安の庠生。徙りて永康に居る。甲申の闖變に書を作り其の父に別れ、自ら永寧江に沈みて死す」とある。【開】
- 60 「永寧江」は、浙江省台州の付近を流れる川。
- 61 「佯人」の用例は見当たらない。「風狂の人」は望文生義である。
- 62 葉尚高については、『浙江通志』卷百六十六に、「葉上高、温州府志いわく、字は而栗、永嘉の人、郡庠生たり。氣節を負う。闖賊京師を陥すと聞くや、志を失い狂を伴いつわる、言語を以て有司に抵觸し獄に繋がる。端陽たんごのせつに會いて詩を賦し、「未だ蒲酒を吞まずして心先に酔い、蘭湯に浴せずして骨已に香る」の句有り。遂に藥を仰ぎて卒す」とある。憂庵集の記述とやや異なっている。【開】
- 63 「蒲酒」は、菖蒲の葉を浸して作った酒。五月五日に飲むと無病息災となるとされた。
- 64 「蘭湯」は、香草で香りをつけた薬湯。それで沐浴すると邪気を払えるとされた。『楚辭』九歌、雲中君に「蘭湯はな（フジバカマ：青木注以下同じ）に浴し芳（白芷）に沐す、華采の衣に若（杜若）の英。」とある。
- 65 「偃息」は寝転がって休憩すること。宋司馬光「和君倚藤床十二韻」詩に、「朝に獄中の囚とりしらを訊べ、暮に案前の文を省みる。八尺の床有りと雖も、初まつたく偃息の痕無し」とある。
- 66 「神明」は、神靈の総称。『易』繫辭傳下に、「陰陽徳を合せ、剛柔體有り、以て天地の撰を體し、以て神明の徳に通ず。」とある。
- 67 「物」は、魍魎魍魎を指す。『論衡』卷二十論死に「物と人通ずれば、人痴狂の病有り。」とある。
- 68 「便面の具」、この語は未詳。「便面」は顔を覆う扇状の物を指す。『漢書』張敞傳に、「然れども敞は威儀無し、時に朝會罷み、過りて馬を章臺街に走らせ、御史

- をして驅けしめ、自ら便面を以て馬を拊つ。」とあり、顔師古の注は、「便面は、面を障る所以なり、蓋し扇の類なり。人を見られるを欲せざれば、此れを以て自ら面を障れば則ち其の便を得、故に便面と曰い、亦た屏面と曰う。今の沙門の持つ所の竹扇は、上は袤く平にして下は圓く、即ち古の便面なり。」と説明している。という意味があるので一応「便面の具」と分析した。
- 69 『漢書』劉向傳に「和氣は祥を致し、乖氣は異を致す」とある。また清代の聖祖御製文集卷二十六に、「和氣祥を致し、乖氣戾を致すは、乃ち古今不易の恒理なり」とある。
- 70 「六順」は、『春秋左氏傳』隱公三年に「君は義、臣は行、父は慈、子は孝、兄は愛、弟は敬、所謂六順なり」とある。
- 71 「六逆」は、『春秋左氏傳』隱公三年に「且つ夫れ賤が貴を妨げ、少が長を陵ぎ、遠きが親しきを聞て、新が舊を聞て、小が大を加ぎ、淫が義を破る、所謂六逆なり。」とある。
- 72 「休咎」は人の運名の吉凶善惡を指す。『漢書』劉向傳に、「向は尚書洪範に、箕子武王の爲に五行陰陽休咎の應を陳ぶるを見る。」とある。
- 73 張相國は張英を指す。張英は桐城の人。字夢敦、康熙六年進士、官は大学士に至った。康熙帝の寵臣。雍正、乾隆兩朝の宰相張廷玉はその子息。
- 74 「靈皋」は、戴名世の友人方苞の字、第十四段の注を参照のこと。
- 75 「主政」は各部の主事を指す。戴名世の周辺で、江蘇省山陽の人、主事を歴任した、という条件にあてはまるのは、劉兪ただ一人である。『年譜』（369頁）に、「劉兪、初名は始大、字文起、…江蘇山陽の人。…康熙十六年、郷試に擧げられ、二十一年、禮部に擧げられ、行人由り仕えて工部主事に至る、朝に立つこと二十載。」とある。
- 76 「雍穆」は、仲睦まじいこと。『三國志』魏志の陳矯傳に、「夫れ閨門雍穆として、徳有り行有り、吾は陳元方兄弟を敬う。」とある。
- 77 建文帝は朱允炆。明帝国の第二代皇帝。建文元年（1399）燕王朱棣が軍を率いて南下し、南京を陥落させ、建文帝は失踪した。これを「靖難の変」という。
- 78 「暴燕の惡」は、燕王朱棣の惡事を指す。朱棣は明の太祖朱元璋の第四子、十歳で燕王に封じられ、朱元璋の死後クーデタを發動し、建文帝を追いやって即位した。政權奪取後、数多くの臣下を肅清した。
- 79 「從亡錄等の偽書」については、曝書亭集卷四十五「姜氏祕史拔」に、「遜國の事を紀す者は、畜だ百家のみならず、大約は齊東野人の語に惑う。尤も甚しき者は從亡遺筆、致身錄なり。」とあり、「從亡錄」とは「從亡遺筆」をいうのであろうか。なお「從亡錄」という書名は探し当てられなかった。
- 80 「烈帝」は莊烈帝すなわち明十七代皇帝の崇禎帝朱由檢を指す。後に出てくる李自成が北京を陥落させると、紫禁城の裏山で自殺した。
- 81 『明史』卷列傳百九十六に、「時に狂僧大悲有り語を出だすこと類せず、總督京營

- 戎政趙之龍の捕える所と爲る。」とあるが、その発言内容は分からない。崇禎帝を称したという記事は見つからなかった。博雅の指教を乞う。
- 82 「希冀」の用例としては、『三國志』魏志臧洪傳、「諸袁漢に事え、四世五公、恩を受くと謂う可し。今王室衰弱するに、扶翼の意無く、際會に因りて、非望を希冀い、多く忠良を殺し以て姦威を立てんと欲す」がある。
- 83 「弘光」は弘光帝。朱由崧、明神宗朱翊鈞の孫、福王朱長洵の長子である。馬士英、史可法に推戴されて1644年5月15日、年南京で即位したが、同月22日に清軍にとられ、北京に送られて処刑された。
- 84 「五指山」は全国各地にある。河北省、浙江省、海南島など。
- 85 「隆武」は隆武帝。1645年閏6月、唐王朱聿鍵が鄭芝龍らに推戴されて福州で帝と称した。8月、清軍に捕われ殺された。
- 86 「嫖」は、妓女を買うこと。今で言う「買春」である。
- 87 魏忠賢は明代の代表的な宦官。天啓年間に専横を極め、権力を奮ったが、崇禎帝が即位すると自殺させられた。宦官は辜丸を切り取られ、生殖能力を失う手術を受けてなるので、自分は魏忠賢だと称したのである。三田村泰助『宦官』（中公新書）参照。
- 88 李自成（1606～1645）は、明末の農民反乱軍の指導者李自成。陝西米脂の人。崇禎十七年三月、北京を陥落させ、明王朝を滅ぼした。後に清軍に攻められ、湖北省で死亡した。『明史』卷三百九流賊傳に、李自成本の最後を記して二つの説を挙げている。一つは村人に迫られて縊死したというもの、もう一つは村人が攻め立てると、「或いは曰く、村民方めて堡を築き、賊の少なきを見て、争い前みてこれを撃つに、人馬俱に泥淖中に陥ち、自成は腦が鉏に中りて死す。其の衣を剥ぐに、龍衣金印を得たり、一目を眇む、村民乃ち大いに驚き、自成為りと謂うなり。」というものである。戴名世は後者の説に従ったのだろうか。
- 89 『北齊書』卷五帝紀第五に、「初め文宣邢邵に命じて帝の名を殷、字は正道と制せしむ。帝従いてこれを尤めて曰く、「殷の家は弟及ぐも、正の字は一止よりなる、吾が身後は、兒は得ざるなりと。邵懼れて改むるを請う。文宣許さずして曰く、天なりと。因りて孝昭帝に謂いて曰く、奪わば但だ奪え、慎みて殺す勿れ也と。」とある。
- 90 「不終」は寿命を全うできないこと。『漢書』晁錯傳贊に、「錯は不終なりと雖も、世は其の忠を哀しむ。故に其の施行の語を論じて篇に著わす。」とある。
- 91 梁の武帝は、南朝梁の武帝蕭衍（464-549）。齊の雍州刺史。齊の和帝中興二年（502）、禪讓の形式によって即位した。その後48年間にわたって皇帝の位にあったが、統治の末年、侯景の反乱によって都建康は陥落し、彼は幽閉されて餓死した。「天正」は武帝の次の簡文帝の年号（551年）である。
- 92 齊王芳は曹芳、239年、八歳で即位した。曹爽と司馬懿が輔政となったが、249年、クーデタにより司馬懿が曹爽を殺し、実権を握った。「正始」は240年から248年

までの年号。

- 93 高貴郷公は曹髦、文帝の孫。254年、廃せられた齊王芳に代り即位した。260年にクーデタを起こし、司馬師に殺された。「正元」は254年から255年までの年号。
- 94 煬王は金の海陵王完顔亮（1122-1161）のこと。三代皇帝熙宗を殺害して即位し、1161年に南宋征討中に軍中で暗殺された。「正隆」（1156-1161）はその年号。「正元」という年号は海陵王の統治期間中にはない。「貞元」の記憶違いであろうか。「貞」は正しいという訓がある。
- 95 哀帝は金朝最後から二番目の皇帝完顔守緒。「正大」（1224-1232）はその年号ではあるが、最後の年号ではない。「興昌」（1234）が滅亡の際の年号である。
- 96 元の順帝は、元朝最後の皇帝、本名は妥懽貼睦爾。「至正」は彼の治世の元号で、1341年から1368年まで続いた。
- 97 「北狩」は帝が北に囚われになることを婉曲に言った言葉。宋の徽宗、明の英宗が有名。明の英宗、名は朱祁鎮、宣宗の後を継いで九歳で即位した。正統十四年、宦官王振の勧めで也先の征討に親征し、土木堡で大敗を喫し、捕虜となった。後に釈放され、皇位についていた弟を追放して復辟した。
- 98 「正徳」は明の武宗の年号。武宗、本名は朱厚照。武宗は軍事と女色を好み、評判のよくない皇帝であった。在位中には、中原、四川、江西などで農民反乱が起こり、それを「流賊」と称しているのだろう。
- 99 この議論は明代の『千百年眼』あたりに基くのだろう。同書卷十二に、「又た正は一止爲り、前代如魏の邵陵公の正始、金虜亮の正隆、梁の陵賀王の正平、魏の高貴郷公の正元、渤海王嵩鄰の正歴、雷進の正法の如き、皆な吉徴に非ざるなり。本朝の正統には、北狩の變有あり、正徳には、盜賊天下に滿つ、亦た考を失するの故なり。」（中國哲学書電子化計劃による）とある。また同書は新井白石の『折焚く柴の記』にも登場する。当時の大学頭林信篤が『蜀都雜抄』『秘笈』『千百年眼』など三部の書物を引いて、老中たちに「年号に正の字を用ふるは不祥の事也。早く改元の事あるべき」と具申した際に、新井白石は多くの証拠をあげてそれが荒唐無稽の議論であることを証明した（岩波文庫版『折焚く柴の記』松村明校注 303-313頁）。この部分の戴名世の議論と好一対であるが、新井白石の議論は更に徹底的で、人を驚かせる。
- 100 「厲階」は災いの兆しを意味する。『詩經』大雅桑柔に「誰か厲階を生じ、今に至るまで梗を爲す。」毛傳に、「厲は、悪なり。」とある。
- 101 「漢の高光」は、漢の皇祖劉邦、後漢の光武帝劉秀を指す。
- 102 唐の太宗李世民を指す。
- 103 宋の藝祖（太祖）趙匡胤を指す。
- 104 明の太祖朱元璋を指す。
- 105 漢の文帝劉恒を指す。
- 106 北宋の仁宗趙楨を指す。

- 107 明の孝宗朱祐樞を指す。
- 108 後漢において尚書は「六曹」に分かれ事務を行った。三公曹、吏曹、二千石曹、民曹、主客曹、その中の三公曹尚書は二人であったため「六曹」と呼ばれた。漢語大詞典による。
- 109 「清吏司」は、吏部、戸部、礼部、兵部、刑部、工部の六部において事務を担当する部局を指す。例えば王守仁（陽明）はかつて「刑部雲南清吏司主事」「南京刑部四川清吏司主事」などを歴任した。
- 110 踵を回すほどの短い時間を指す。『史記』孫子呉起列傳に、「往年呉公其の父（の膿）を吮い、其の父は戦いて踵を旋さずして、遂に敵に死す。」とある。たいていはこのように否定の副詞「不」を伴って使われる。
- 111 「済南の千佛山」は、海拔295m、古くは「歴山」、「靡笄山」、「舜耕山」と称した。隋の開皇年間に磨崖仏が彫られたので、「千佛山」の名がついた。
- 112 「蘇州の観音山」は、『中國古今地名大辭典』（商務印書館）の蘇州支硎山の条によれば、支遁がここに隠れた。山に平らな石（硎）があり、加えて支遁にちなんで「支硎山」と名付けた。東側に観音寺があるので、「観音山」と称したとある。
- 113 「観音柳」は、檉柳の別称。落葉の小喬木、皮は赤く、枝は細長く、下に垂れている。枝と葉は薬用となる。
- 114 「羅漢松」は、常緑の喬木。鑑賞に供したり、木材となる。
- 115 「福建の佛桑」は扶桑を指す。福建に多く産する。
- 116 「佛手柑」は果実が手の形に似ているのでこの名がある。福建に多く産する。

## 要旨

戴名世（1653-1713）は江南桐城の人。塾師や地方官の幕僚として生計を立てていたが、康熙四十八年（1709）、会殿試では第二名すなわち榜眼となり、翰林院編修を賜った。康熙五十年、彼はその著『南山集』に不敬の辞があるとして、康熙五十二年に北京で斬首された。『憂庵集』は、戴名世が進士に及第する一年前、康熙四十七年に長い間に、折に触れて書き溜めてきた雑文をまとめたもので、元々は200条余りあったらしいのだが、現在では残欠している最後の一章を含め、174条しか残っていない。本訳稿では第三十一段から第五十一段までを翻訳し、注釈を施した。今回訳出する第三十一段から第五十一段は、明末清初の掌故、考古学的な発見、動物記、奇談、志怪小説、道徳的訓戒、年号における「正」字が不吉かどうか、官名がその王朝の運命を予言していること、仏教批判、西北の人情と東南の人情の比較、歴史上の人物論などまことに多様である。